

## 「多面的機能支払交付金」の災害復旧作業対応について

地震や降雨等の自然災害による農地や農業用施設等の被災箇所の復旧には、多面的機能支払交付金の活用が可能です。

なお、活動時点において交付金（資金）が不足する場合は、市町村担当課又は所管の農林振興センターへご相談ください。

### 支援対象

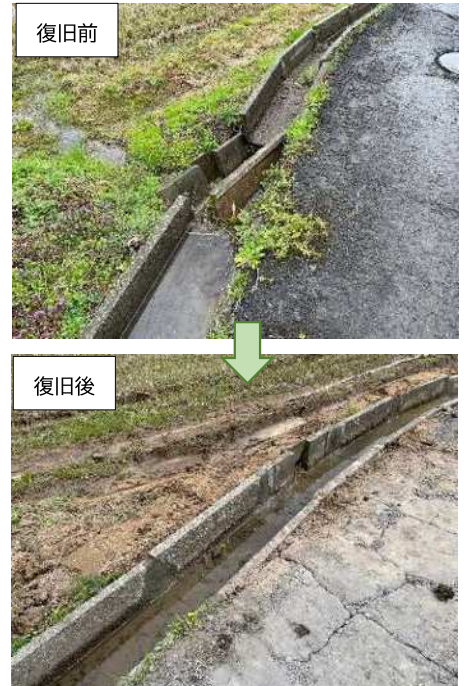
- 異常気象 前後の見回りや応急措置
- 農地や農地周りの水路、農道等の見回り
- 農地畦畔や農地周りの水路、農道等の土砂上げ・補修等

※ 見回りは、安全を確認してから複数人で行ってください。

※ 活動計画書に被災箇所が位置付けられていない場合は、計画書を変更することで対象にできるので、市町村の多面的機能支払交付金の担当課にご相談ください。

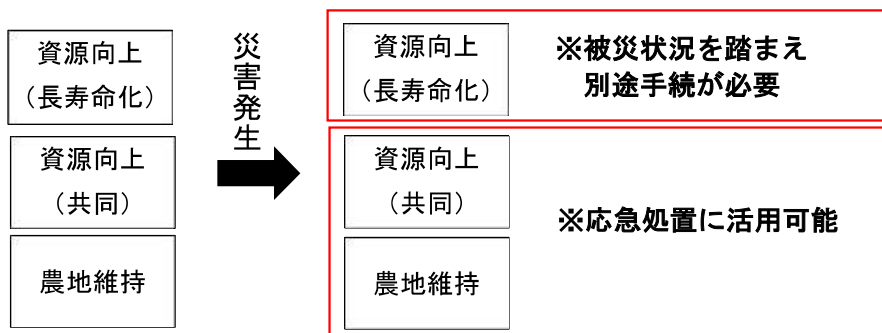
（補足）以下も多面的機能支払交付金の支援対象になります。

- ・ 農地、農地境の畦畔の草刈り
- ・ 地震やその後の降雨等で崩れた畦畔の復旧
- ・ 農用地等に堆積した土砂や流木等の撤去
- ・ 破損した水路や柵の復旧
- ・ 粘土質土壌改良資材を用いた漏水防止対策  
 （以前の農地・水・環境保全向上対策では一部認められていませんでしたが、用途が拡大されています。）



### 災害復旧作業の取扱い

- 農地維持活動の「異常気象時の応急措置」で復旧作業の実施が可能
- 災害時の対応方法については、予め総会等で合意が必要
- 活動要件を満たすことを前提に、農地維持と資源向上（共同）の交付金の活用が可能（長寿命化からの流用は不可）
- 実施にあたっては、施設管理者との協議が必要となります。



※別途手続(甚大な自然災害の特例措置適用)により

- ・ 「復旧活動を行うことで、今年度の活動要件を満たす」とみなされます。
- ・ 農地維持、資源向上（共同・長寿命化）予算のすべてを復旧活動に充当可能です。  
 （この手続は、市町村、県が農政局に申請します。）

上記の特例措置を活用しても資金が不足する場合、組織間での交付金融通が可能です。  
 （この手続は、組織から市町村への申請が必要となります。）

お問合せ・ご相談は、各市町村の多面的機能支払交付金の担当課へご連絡ください。